

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
110	④社会保険事務局・事務所グランプリの実施	17年6月～	着手済	<p>○平成17年6月から、各地方社会保険事務局及び社会保険事務所の業務運営の積極的な取組を促進し、社会保険事業の推進・向上を図り、切磋琢磨を促すため、「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施。</p> <p>○社会保険庁LANシステムの掲示板に主要な事業実績を定期的に公表するとともに、国民年金部門、健康保険・厚生年金保険部門、サービススタンダード部門の実績評価を行い、平成17年度の実績に関する長官表彰については、平成18年7月に実施予定。</p>	<p>(事業実績掲示板 掲載事項)</p> <p>①適用処理状況に関するもの ・健保・厚年の事業所調査に係る実施状況、適用促進実施状況</p> <p>②徴収状況に関するもの ・健保・厚年の保険料収納率、差押状況 ・国年の行動目標進捗状況、強制徴収の実施状況</p> <p>③サービススタンダードに関するもの ・老齢基礎年金等の裁定請求に係る平均処理日数等 ・傷病手当金、出産手当金等の支給申請に係る平均処理日数等</p>
111	⑤本庁と地方庁の人事交流の拡大	17年4月～	着手済	<p>○本庁と地方庁との人事交流については、平成17年度の人事異動において、出向先社会保険事務局数を38事務局(161人)を47事務局(184人)に拡大する一方、地方庁職員の本庁配置数を32人(23事務局)を76人(39事務局)に拡大し、全社会保険事務局との人事交流を推進。</p>	
112	⑥地方職員の本庁ポストへの登用拡大	17年10月～	着手済	<p>○地方庁職員の本庁主要ポストへの登用拡大に関し、平成17年10月の人事異動においては、2名の登用を実施。</p>	
113	⑦職員研修の体系及びカリキュラムの抜本的な見直し	17年度～	着手済	<p>○平成16年11月から、優れたノウハウを持つ民間の講師を活用した実践的な接遇研修を実施するとともに、高度な専門知識の習得やマネジメント能力の強化等を図るため、研修体系及びカリキュラムの見直しを実施。</p> <p>○平成17年9月から、社会保険大学校の職員研修における事例研究の成果を社会保険庁LANに掲載することにより、業務改善等に資する情報の共有化を図っている。</p> <p>○さらに、外部有識者の参画による「社会保険研修向上研究会」(第1回会合平成18年2月7日開催)の御議論を踏まえ、引き続き、職員研修の見直し、充実を図ることとしている。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
114	⑧集合研修への参加が困難な職員を対象とした通信研修の実施	17年度～	着手済	○平成18年1月から、国民年金保険料の収納業務に係る通信研修を実施し、担当職員の実務的な業務知識等のレベルアップを図るとともに、大学校研修への参加が困難な者の受講機会を確保することとしている。 ○平成18年度からは、年金相談業務についても、同様に通信研修を実施予定。	
115	⑨年金相談等の一定の業務に携わる職員を対象とした通信研修の段階的な実施	18年度～	—		

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
VII. 組織内部の改革					
116	①社会保険事業運営評議会の設置	16年9月～	着手済	<p>○平成16年9月、社会保険庁長官の下に保険料拠出者、学識経験者等からなる社会保険事業運営評議会を開催(平成18年1月末現在、10回開催)。</p> <p>○社会保険庁の事業運営が適正かつ効率的に行われているかを外部の目で検証していただき、同評議会における意見を社会保険庁が策定する社会保険事業計画等に反映。</p>	
117	②経済界の協力による顧問、プロジェクトリーダー等の配置	16年9月～	着手済	<p>○平成16年9月から、民間の発想等を大胆に導入して改革を推進する観点から、経済界の協力を得て、2名の最高顧問を迎えるとともに、社会保険庁内に設置した「社会保険庁改革推進本部」において、システム改革、サービス向上改革、保険料徴収改革の課題を担当する3名のプロジェクトリーダーをはじめ、9名の民間出身職員を配置。</p>	
118	③内部通報制度の導入及びコンプライアンス委員会の設置	16年10月～	着手済	<p>○平成16年10月に、社会保険庁職員の職務上の行為に関する法令遵守に係る問題について、内部から早期発見及び早期対処するとともに、職員の法令遵守の意識向上のための活動を推進するための仕組みとして、社会保険庁に「社会保険庁法令遵守委員会」を設置。</p> <p>○また、平成17年2月に法令遵守委員会の下に、各組織毎に法令遵守推進者を設置し、公務員倫理、個人情報保護をはじめ、関係法令等の法令遵守に関する研修を行い、職員の法令遵守の意識向上のための活動を推進。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
119	④社会保険事業計画の見直し	17年度～	着手済	<p>○社会保険事業計画は、厚生労働省が定める達成目標を踏まえ、毎年度策定するものであり、平成17年度から、実績評価の充実を図るため、事業目標の設定に当たり、達成状況を可能な限り客観的に測定できるよう具体的な数値目標を設定。</p> <p>○社会保険事業計画の策定に当たっては、事業全般について保険料拠出者や利用者の意見を反映させるため、社会保険事業運営評議会において計画の内容を検討していただくこととしており、平成18年度事業計画については、平成18年2月及び3月に開催する同評議会において検討を行う。</p>	
120	⑤年金の給付誤り等の事例の適切かつ迅速な公表	随時	着手済	<p>○年金の給付誤り等については、まず、事象が明らかになった時点で速やかに公表し、その後、件数や金額が確定した時点で改めて公表することを基本方針としている。</p> <p>○給付誤りの未然防止のための取組を徹底する一方、万一給付誤りが発生した場合、早期発見・早期対応を可能にするため、疑わしい事例や受給者の方からの問合せを収集し、速やかに対応し公表する年金給付のサーベイランス・システムを構築するため、平成17年6月、「社会保険オンラインシステム・サーベイランス委員会」を社会保険業務センター内に設置。</p>	